

新 刊 紹 介

新
刊
紹
介

1. 日本古代律令学の研究 瀬賀正博著
2. 宇治堀家文書
(史料纂集 古文書編) 橋本素子・角田朋彦・野村朋広校訂
3. 平沼騏一郎
——検事総長、首相からA級戦犯へ——
(中公新書) 萩原淳著
4. イタリア史 1 古代・初期中世
(世界歴史大系) 松本宣郎編
5. イタリア史 2 中世・近世
(世界歴史大系) 齊藤寛海編

瀬賀正博著

『日本古代律令学の研究』

汲古書院 二〇二一・三刊

A5 四三二頁 一〇〇〇〇円

本書は、高校教諭を務める傍ら、日本法制史を研究されてきた瀬賀正博氏（以下、著者）による、初の論文集である。冒頭の「例言」によれば、「奈良・平安期から鎌倉初期にかけての、律令法を扱う学術（道芸、すなわち明法道のあり方と、その担い手「明法家」の役割を、日本古代法学史の上に包括的に捉え」ることを目的としたという。以下、内容を目次に沿って概観していく。

序章「明法道研究の課題と本書の構成」・第一章「明法道概観——明法道論のための視点と課題——」では、先行研究の振り返りと共に、本書の概説的内容が述べられる。第二章「律学と明法道」・第三章「明法道の形成と家学」では、律令制成立期から平安時代中期頃までの、日本における律令学の発展状況を述べる。用語的な点から奈良時代後期以降に学問としての「明法」概

念が成立すること、学説の開放性という点から「令集解」の家学性を否定し、「政事要略」の法書としての画期性を高く評価すべきことなどが主張される。

第四章「罪名勘申成立論」・第五章「法家問答論」・第六章「明法勘文機能論」・第七章「明法勘文構造論」・第八章「明法道における判例および学説法」は、平安時代中後期における明法家の重要な職掌である「明法勘申」について、その性質を論じたもの。勘申を罪刑判定のために行われる「罪名勘申」と、議定・裁定の判断材料として提出される「公事勘申」に分類したうえで、その前史や一般的機能が考察される。勘申を判然と二分できるかは疑問であるが、現時点では、著者の研究が最も体系的といえよう。

第九章「明法道講書試論」では、八世紀から十世紀の間散発的に行われる、明法家による講書活動の性格を追究する。第三章と第四章の間に配置すべき印象を受けた。こうした本論に続き、附篇として以下の論考が置かれる。第一「本朝法家文書目録」考・第二「中世法書『金玉堂中抄』

の基礎的研究」・第三「金玉堂中抄」写本伝来に関する覚書」は、それぞれ題に掲げられた明法道関係史料への史料学的アプローチである。著者も記すように、近世国学者・儒者間のネットワーク把握により、

橋本素子・角田朋彦・野村朋弘校訂
『宇治堀家文書』
(史料纂集 古文書編)

より理解を深めることが可能であろう。研究のさらなる進展を期待したい。第四「違勅罪の再検討」は、研究者間で見解が相違する「違勅」罪の適用律についての論考で、

八木書店出版部 二〇二一・八刊
A5 二七六頁 一六〇〇円

本書中では唯一記述の性格を異にする。論争の火付け役となった点でも意義深い。

全体として、先行研究をよく咀嚼した穏

当な行論であり(それ故に著者の主張を窺いにくい点も存するが)、本書はこの分野を研究するうえで、長く参照されると思われる。官人制研究、あるいは摂関期・院政期の時期差といった視角が希薄な点は確かに気にかかるが、それは法制史的・包括的な研究立場を堅持した、著者の禁欲的姿勢の表れと見るべきであろう。法制史研究者にも、

ろん、広く日本古代・中世史研究者にも、一読をお勧めしたい。
(鈴木蒼)

表題は山城宇治の堀家が残した文書の謂で、所蔵する国立歴史民俗博物館における名称である。堀家は室町後期から明治初期にかけて同地で活動した茶師、すなわち栽培から販売までを行う製茶業者であった。原本は一四八通を三巻にまとめ、うち二巻に元禄二年(一六八九)同家で成巻したことがみえる。明治以降に田中教忠が入手し、田中稔氏旧蔵典籍古文書に含まれる。一部が京都大学文学部影写本「田中忠三郎氏所蔵文書」によって『宇治市史』に読み下し文で収められたが、全点しかも原本からの翻刻公刊は本書が初になる。

売券が一〇二通、譲状が一三通を占め、総体として同家の土地集積の様相を伝えている。売券のうち二四通が茶園を対象とし、ほかに越前朝倉氏に対する茶の販売権を堀一族内で譲渡した売券・譲状も残る。慶長

までの文書が一二〇通、残りも寛文までに収まり、手継として伝わる平安・鎌倉期の田地売券三通以外は、堀家の活動が確認できる文安以降にかかり、ほとんどが戦国から江戸初期の文書である。元禄の成巻で編年がはかられ、手継の構成は失われたが、解題で一部の復元案を示す。巻末に人名・地名・寺社名の索引、江戸中期の郷絵図をもとにした宇治郷内の字名の境界図が付され、詳細な検証が可能である。総じて丁寧に作り込まれた史料集だといえる。

本書の第一の意義は、中近世移行期における宇治の茶業の実態を明らかにできる史料の公刊にある。本文書群が当時の茶園のありようを伝える非常に稀有な存在であることは、橋本素子氏の手になる九〇頁におよぶ解題に詳しく、そのエッセンスは同氏の著書「中世の喫茶文化」(吉川弘文館、二〇一八年)一六二―一六五頁にまとめられている。

さらに野村朋弘氏も解題を記し、売券の特性に応じた活用に触れる。すなわち、本券を紛失した理由として戦乱に言及する事例の多いことに注意を喚起している。たと

えば、深草・竹田・宇治・真木島などの郷村間の抗争がみえる。ある僧は「宇治田原岩本城攻放火之時」に本券を失ったと述べる。他の史料と突き合わせれば、知られざる戦いを掘り起こせそうだ。ほかに、本

役・地子の納入先として、平等院・三室戸寺・折居別所・真木島釣月庵・橋寺地藏院ほか宇治近傍の寺院や、理覚院（聖護院門下）・戒光寺（泉涌寺塔頭）など京都の寺院がみえることにも注意したい。所見に恵まれない寺院にあつては貴重な史料になる。

亮券以外で注目されるのは、宇治の禪院崇恩院をめぐる永祿年間の相論関係文書（八一―八七号）である。同院は、無本覚心（紀伊由良興国寺開山）の弟子無住思賢を開山とし、近衛家の祈願所だという。他の所見を欠き、宇治にある同じ法灯派の三明寺（妙光雜記）との関係も不明だが、貴重な証言である。堀家は近衛家と結んで同院の支配をはかったらしい。なお八六号「年次にて申処」は「手次にて申分」、八七号「彼方も千明候」は「彼方無分明之」、「申承候京」は「申分候処」、「上夫」は「上使」、「申承在之尊一」は「申分在之まじ

く」、「先規も」は「先規無」、「非承候仕置」は「非分之仕立」、「もし」は「無之」であらう。

「宇治市史」は重厚な地域史の成果だが、四〇年以上前の刊行物で、そこで使われたのは影写本「田中忠三郎氏所蔵文書」であつた。また、この地域には富家殿（五ヶ庄）以下、近衛家領荘園が多い。それについて近年、「雑事要録」ほか所領支配に関する史料を含む陽明文庫一般文書目録（第一書庫別置分）史料の高精細画像が京都府立京都学・歴彩館および東京大学史料編纂所において閲覧可能になった。かかる状況のもと、「宇治堀家文書」が史料纂集の一冊として学界の共有財産になったことは時宜に適う。多様な活用を期待したい。

（末柄豊）

萩原淳著

『平沼騏一郎——検事総長、首相からA級戦犯へ——』

（中公新書）

中央公論新社 二〇二一・八刊
B 40 三二〇頁 九〇〇円

本書は、明治―昭和期に検事総長・首相・枢密院議長を歴任し、極東国際軍事裁判でA級戦犯となった平沼騏一郎の評伝。著者の博士論文を基にした前著『平沼騏一郎と近代日本』（京都大学学術出版会、二〇一六年）に新たな知見を加えて再構成したものであり、平沼の複層的な人物像を描き出すことに主眼を置く。

第一章は、幼少期―大学時代の平沼が最先端の法理論と和漢学を共に受容したことを述べ、第二・三章は司法省に入省した平沼が頭角を現し、新刑法の調査・起草にあたり、イギリス留学後には指紋法の導入、刑事司法制度改革を推進したことを明らかにする。第四・五章は、司法省民刑局長兼大審院判事・検事総長となった平沼が疑獄事件や思想事件の捜査・立件を主導し、刑

事司法制度改革(司法官定年制・陪審制の導入、大正刑事訴訟法の制定)へ対応する過程について考察し、平沼は檢察の権限を強め、疑獄事件の捜査等を通じて政治家への影響力を高めるとともに、省内に確固たる勢力を形成したと評価する。

第六・七章は、政治家へ転身した平沼が、中立的な政治家像をアピールして諸政治勢力と交流したが、元老の西園寺公望は平沼の国家主義的主張を嫌ったと評価する。事実、平沼は観念的な国家主義的政治論を唱え、政党政治も見放していたが、一方で明治憲法の三権分立・天皇の無答責性を一貫して重視していたという。第八章は、軍の統制崩壊を危惧する平沼が軍部を押さえ得るとの自負から組閣を志すが西園寺の反対で挫折したことを明らかにする。第九・十章は、日中戦争以後に成立した平沼内閣が、観念的な国家主義的理念を唱えつつ政党・議會へ親和的な姿勢を打ち出したが、外交に行き詰まる中独ソ不可侵条約を予想しえず辞職に至ったと指摘する。それ以降は重臣となるも勢力は衰微していったとし、戦後にも新たな政治構想を主導する意思・影響力はなかったと評価する。

「おわりに」は、平沼は司法官としては日本刑事司法制度の近代化を主導した人物であり、政治家としては巧みな自己イメージによって諸勢力から支持を集め、観念的な国家主義を唱えつつも明治憲法の三権分立や対外協調に一定の配慮を持った人物と総括しつつ、その国家主義思想の限界も指摘する。

本書は、これまで十分に検討されてこなかった平沼の司法官時代を明らかにするが、それにとどまらず、司法官としての前半生が政治家としての思想・人脈と接続していると指摘する点が特色である。すなわち、平沼が国体論・道徳や政治活動に傾倒しているのは、新刑法の法理論に触発され、一方で外来思想の流入と社会秩序の動揺を刑事司法制度のみで防ぐことに限界を感じたからであり、檢察との結びつきは平沼の政治的影響力の源泉となったと分析する。以上のような本書の実証と視覚が今後、司法官の国家観・政治活動をより内在的に理解するための鍵として、多領域の研究に参照されることを期待したい。(太田聡一郎)

松本宣郎編

『イタリア史 1 古代・初期中世』 (世界歴史大系)

山川出版社 二〇二一・三刊
A5 五一六頁 六五〇〇円

山川出版社の世界歴史大系シリーズといえば、最も詳細な外国史の通史として知られているが、このたびいに同シリーズのイタリア史の刊行が始まった。本書は全三巻のうちの第一巻にあたる。「本巻の編集にあたって」にもあるように、本書は完成までかなりの時間がかかったようであるが、まずは刊行されたことを素直に喜びたい。

本書は古代と初期中世という時代を対象とし、九世紀から十一世紀にかけてのアラブ人のシチリア支配までを扱っている。この対象時期の設定は、第一巻と第二巻の執筆分野の調整の結果でもあるようだが、他方で序章において、アラブ人のシチリア進出の時期をもって「古代的性格の完全な消滅といえる」(八頁)と述べられているように、イタリアにおける古代の終焉を念頭

においてうえでの時代設定となっている。
また本書の編者も意識しているように、
「古代末期」論と親和性をもった時代設定
ともいえる。

本書は従来の政治史中心の通史を極力
抑え、専門的なテーマを選別して論じてい
るところに特徴がある。第一章「先史時代
からイタリア諸民族の興隆まで」は先史時
代に加え、イタリキ諸民族やエトルスキ人、
ギリシア人といったローマ以前のイタリア
を論じている。第二章「ローマの興隆」は
ローマの起源、王政期および共和政初期の
ローマ、共和政の政治システムを扱う。第
一章・第二章は通史に重きがおかれている。
続く第三章「共和政ローマの発展と内乱」
はローマ共和政期のイタリアに関する章で、
イタリア都市や人的社会関係、有力者、宗
教といったテーマが設定されている。この
章は共和政末期に関する記述の比重が大き
い。第四章「帝政期のイタリア」ではロー
マ帝政期に関するテーマ別記述が試みられ
ている。第一節と第二節は通史的な叙述で
あるが、残りの六節では諸身分や農業、都
市、キリスト教などのテーマに加え、古代

資本主義論争や東方宗教といった問題が扱
われている。第五章「イタリアの社会と文
化」では文人政治家、ポンペイ、「パンと
サーカス」、コスモポリス・ローマを題材
に古代ローマの社会史・心性史が論じられ
るとともに、古代イタリア美術が取り上げ
られる。従来の通史では記述の薄かった
テーマが扱われる章となっている。第六章
「古代末期から中世へ」はふたたび通史的
な章となっており、後期ローマ帝国、東
ゴート王国、ランゴバルド王国、カロリン
グ朝および「独立」イタリア王国、ビザン
ツ帝国のイタリア支配、アラブ人のシチリ
ア支配が論じられる。

本書では、テーマ別構成がとられた結果、
例えば共和政中期のポエニ戦争や後三世紀
の軍人皇帝時代のローマ帝国に関する記述
は大幅にオミットされることとなった。他
方で、共和政初期のローマの勢力拡大や帝
政期のイシス信仰など記述が重なる箇所も
ある。古代の部分に関していえば、古代イ
タリアの歴史は古代ローマの歴史と同一視
されがちではあるが、本書では随所で記述
の対象がイタリアであることが意識されて

おり、その点でも従来の通史とは一線を
画した記述となっている。（飯坂晃治）

齊藤寛海編

『イタリア史 2 中世・近世』

（世界歴史大系）

山川出版社 二〇二一・三刊
A5 七五六頁 九五〇〇円

世界歴史大系イタリア史の二巻目として
刊行された本書は、一〇世紀から一八世紀
末のナポレオンによる征服直前までのイタ
リア半島を対象としている。まず、本書の
構成を確認しておきたい。序章「中世・近
世のイタリア政治史をどのようにとらえる
か」にて本書の扱う時代について大まかな
見取り図が与えられた後、第一章「イタリ
アの北と南」では一〇世紀から一三世紀ご
ろまでのイタリア半島が論じられる。ここ
では教皇権と皇帝権の間で揺れ動きながら、
次第に都市国家単位でまとまっていく北部
イタリアと三王国へと収斂していく南部と
が対比的に語られる。第二章「経済、軍制、

文化」では、中世・近世の経済・軍制・文化が扱われた後、第三章「イタリア諸国の展開(1)」では北部の都市国家が領域国家へと変容する過程及び南部の三王国の展開が、それぞれの国ごとに詳しく検討される。第四章「イタリア諸国と周辺列強」では、一六世紀から一八世紀の国際関係の中のイタリア半島が検討され、スペインや神聖ローマ帝国から見たイタリア半島の諸国の位置付けがそれぞれの視点から書かれる。最後の第五章「イタリア諸国の展開(1)」では、再び半島内の諸国に焦点を当て、近世におけるその変遷が国ごとに詳述される。

本書が対象としている約八〇〇年の間、

イタリア半島全体を支配する政治勢力はついに現れなかった。「イタリア」なき中世・近世のイタリア半島をいかに叙述するのかという問題に対して、本書ではイタリア半島諸国の歴史をそれぞれ個別に叙述するという方針を採用しており、ここに本書の最大の特徴がある。それぞれの執筆者が各国の歴史を別々に書いているため、複雑なイタリア半島の歴史の全体像がやや掴みにくいかもしれない。しかし、トスカナ大公国やナポリ王国といった比較的大きな国だけでなく、マントヴァ公国やバルマッピアチエンツァ公国など北部の小規模な、それゆえに日本では従来ほとんど研究の蓄積のなかった国家に関してもまとまった通

史が日本語で読めるようになった意義は大きいだろう。

加えて、スペインや神聖ローマ帝国などイタリア半島に強い影響力を及ぼした国々についても本書は独立した節を設けて、イタリア半島諸国との関係を詳しく論じており、国民国家の枠組みに捉われることなくこの時代のイタリア半島を内外両面から再検討する姿勢を鮮明にしている。以上のように本書は個性の強い概説書ではあるが、今後中世から近世にかけてのイタリア諸国を日本で研究する際に参照すべき基本文献のひとつとなるだろう。

(大西克典)